

長期優良住宅の電子申請について

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に係る一部の申請について、令和7年10月14日（火）より電子申請の受付を開始しました。

申請方法

- ①対象手続きは以下の通りとなります。下記リンク先より申請フォームへアクセスしてください。
 - ・認定申請【第5条第1・2・3項に基づく申請（新築・増築・改築）】
 - ・変更認定申請【第8条第1項に基づく認定の申請（計画変更）】
 - ・変更認定申請【第9条第1・3項に基づく申請（譲受人の決定等）】
 - ・承認申請【第10条に基づく承認申請（地位の承継）】
- ②画面の指示に従って申請情報を入力し、必要書類をシステムへアップロードしてください。
 - ・添付ファイルをPDFに変換してアップロードしてください。
 - ・添付ファイルのサイズの上限は、**1ファイルあたり50MB、1申請あたり100MB**になります。
- ③申請の流れについては、次ページの「電子申請の流れ」をご確認ください。
- ④申請書類に不備がある場合は、電話、メール等でお知らせいたします。
- ⑤審査の結果、基準に適合していると判断した場合は**PDFデータで認定通知書を交付します**。

申請する際の注意事項

- 支払い方法はクレジットカードのみとなります。
使用できるクレジットカードはMaster、VISA、JCB、AMEX、Dinersになります。
- 「認定申請【第5条第1・2・3項に基づく申請（新築・増築・改築）】」については、申請書（第一面・第二面・第四面）の内容をシステムへ入力していただくため、**申請様式への記入は不要となります**。（「共同住宅等」の場合のみ第三面様式への記入が必要です。）
- 手数料を納付した日が受付日となります。
（納付日が土日祝となる場合は翌営業日が受付日となります）
工事の着工は受付日以降としてください。
着工予定日までに余裕を持って申請してください。

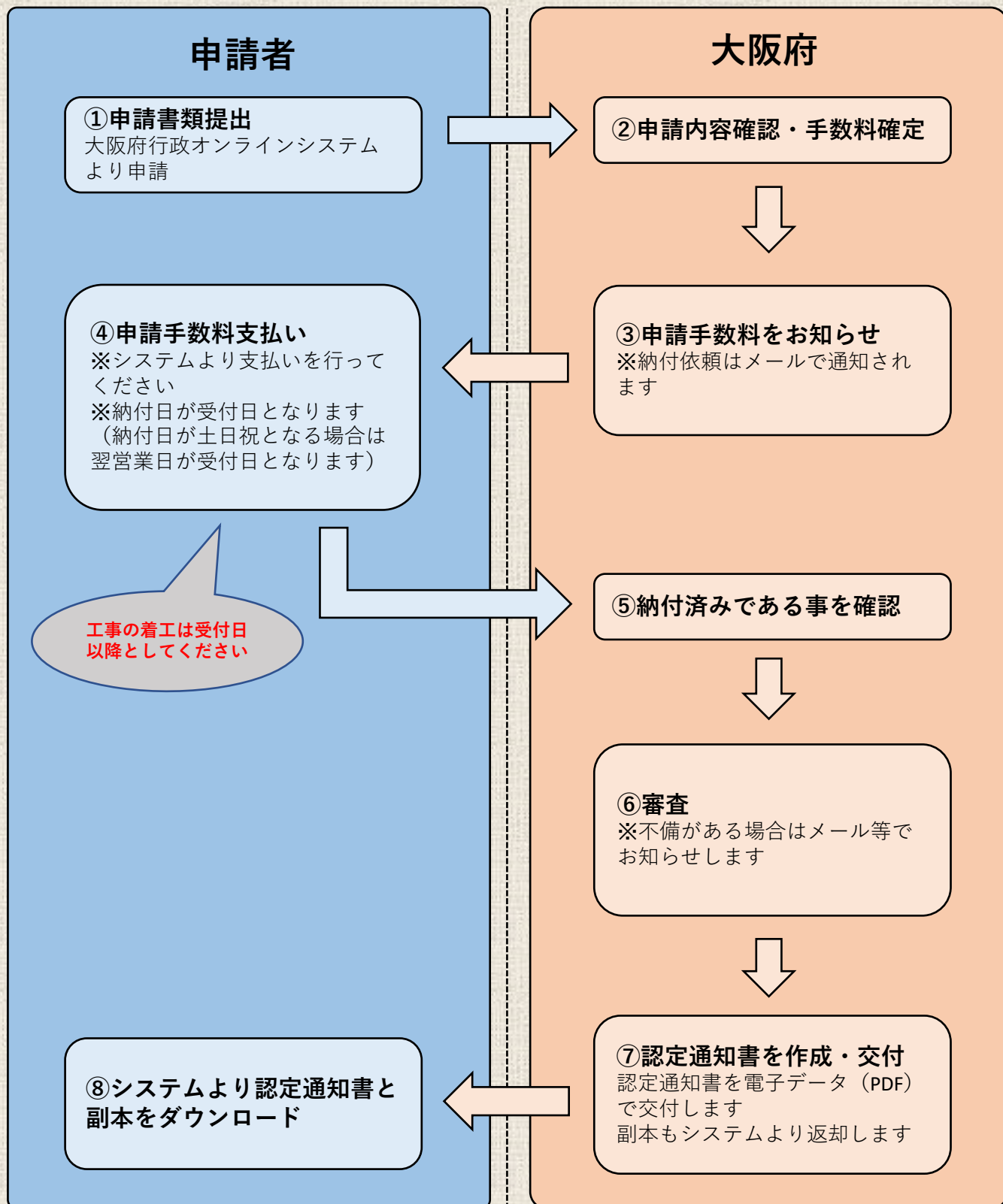
申請窓口

電子申請対応は、大阪府が所管する市町村に限ります。大阪府以外の所管行政庁に関しては、各市の担当窓口までお問い合わせください。

【大阪府が所管する市町村】

泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、大東市、柏原市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

電子申請の流れ



【お問い合わせ先】

部署 : 大阪府 都市整備部住宅建築局建築環境課 建築環境・設備グループ
住所 : 大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎27階
電話番号 : 06-6210-9725
FAX : 06-6210-9714